

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第8条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

令和2年10月23日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）クスリのアオキ古川駅東店
大崎市古川駅東二丁目76 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社クスリのアオキ 代表取締役 青木 宏憲
石川県白山市松本町2512番地
- 3 市町村の意見の概要
（1） 届出のあった店舗駐車場については、大崎市立古川第二小学校及び古川東中学校の通学路に接している。日頃から多数の児童生徒が通ることから、誘導員を配置する等、安全対策を徹底されたい。
- 4 地域住民等の意見の概要
古川商工会議所の意見
（1） 同店新設予定地の近隣地は、小学校並びに幼稚園・病院・児童館等が現存し、通学者等が隣接道路を利用している。特に、同店舗北側及び南側の道路は児童館への移動や幼稚園の通園児童・病院への通院客が利用するものであることから、安心して安全な駐車場の配置計画や誘導を検討していただきたい。
（2） 同店の閉店時間は午後10時ということであり、閉店後の駐車場が若者の溜まり場となった場合、騒音問題等が発生することが予想されるので閉店後の駐車場の管理についても徹底した対応をしていただきたい。
（3） 市道（いちょう通線）に渋滞が発生しないよう渋滞緩和の対策等を講じていただきたい。
（4） 駐車場が混雑した場合には、誘導員を配置するなどの対応をしていただきたい。
（5） 廃棄物の回収時間帯は、早朝と深夜を避け、住民への騒音に対する配慮をお願いしたい。

(6) 街づくりの観点から商工会議所等が実施する事業にも積極的に参画し、地域経済の発展に寄与していただきたい。

(7) 地域貢献に配慮し、さらに、地域の商慣習にも倣った行動に努め、紛争が起きないようにしていただきたい。

5 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工金融課，宮城県県政情報センター，大崎地方県政情報コーナー及び大崎市役所

6 縦覧期間

令和2年10月23日から令和2年11月24日まで（ただし，閉庁日を除く。）